

試論：経済政策論の基本的認識について ——教育・研究上の覚え書き——

橋 口 幸 夫

はじめに

筆者は前稿¹⁾において、経済政策論の前提的認識について一定の検討を試みた。その際一つの結論、というより問題提起として「飽くまで歴史的特殊性を持った資本主義社会における固有の経済政策の形態を理論化する必要」²⁾があり、そのためには「資本主義社会における経済諸関係の歴史的な特殊性とメカニズムを理論化する経済学のアプローチをベースにして、この社会の上部に位置する国家の経済的基礎を解明することによって資本主義的経済政策の本質が把握されねばならない」³⁾と結んでおいた。

それを承けて本稿では、経済政策論展開の基礎となるべき経済政策形成の諸要件について若干の試論的考察を試みてみたい。

1 経済政策の概念規定

すでに前提的認識について検討したことにも関連して、経済政策論の学問的対象であり、しかも経済政策論そのものが由来する経済学の実践性と不可分のものであるところの現実・具体的な「実践としての経済政策」とは何か？ということを改めて定義しておく必要がある。すなわち、科学の方法あるいは目的に関連させた表現⁴⁾を借りれば What? に答えようとするものである。

ところで、「経済政策とは何か」については様々な定義がなされている。そもそも社会科学においては、分析する対象について自然科学におけるような、例えば、水は H₂O である。すなわち、純水は酸素原子一個に水素原子二個が結びついたものである。というような一律的な定義はない。どうしてか？端的にいえば、社会科学は自然科学のような「実験室」を持たないからである。したがって科学式や測定値などを普遍的なものとしては検出出来ないわけである。⁵⁾

社会科学において、いわば実験室の代わりをするのは「方法論」(methodology) と呼ばれるものであるとされている。⁶⁾これは客観的な事柄や現象を正確に間違いなく認識したり、あるいは実践活動において計画や方針を実現するために採らねばならない道筋、つまり「方法の理論づけ」と理解されるものである。したがって、方法論が違えば対象の捉え方、つまり、それは何であるか？という定義づけも違ってくることになる。これは対象をどのような角度から捉えようとするかにも関わってくる。そこで試みに、内外の何人かの学者達のそれぞれの定義を、手元にある文献から任意に抽出して引用してみたい。それらの多くはそれなりに定説化してい

るものとしてよい。

まずオランダの E.S.Kirschen はその著『現代の経済政策・上』("Economic Policy in Our Time")において、「政策」(Policy) を「一定の目的を追求するための政府の行為」と意味づけした上で、「経済政策は、政府の政策全般の経済的側面であるといえよう。それは目的追求のための経済関係に対する政府の意図した介入である。」⁷⁾と明確に規定している。つぎにドイツの W. Eucken は『経済政策原理』("Grundsätze der Wirtschaftspolitik") で「自己経済で一人の指導者の頭脳が実現する統一を、ここ（工業化された経済）では経済秩序が達成する。したがって、一切の経済政策の方策もまた、経済過程がその中で運行する全経済秩序の枠組みの中でのみ意味をもつ。」⁸⁾という限定を与えていた。

日本では、まず長洲一二氏が『日本経済政策の展開』と題した共著で「一般に経済政策とは、個別資本の矛盾や階級闘争の展開や資本の対外的対抗などを、一国総資本の立場から公権力によって解決しようとするものである。」と表現している。⁹⁾館 龍一郎氏の『経済政策の理論』における定義は「経済政策は政府や中央銀行がある程度自由に操作しうる政策パラメーターを動かすことによって、これらの目的（例えば〈経済的進歩〉、〈安定〉、〈経済的正義ないし公正〉、〈経済的自由〉）を達成しようとするもの」¹⁰⁾と、端的である。さらに直截なのは『経済政策の型と解説』における西山千明氏で、「経済政策の一般的な目的は、いうまでもなくわれわれの経済生活の国家的規定における合理化である。」¹¹⁾としている。

『新訂 経済政策論』の中の赤松 要氏の表現は「経済政策は、経済社会のうちに生起し、また生起すると予想される経済的矛盾を止揚するために、その経済社会の主体がとるところの政策的実践である。」¹²⁾と周到である。これに対して宇野弘蔵氏は『経済政策論』で「経済政策は、これを一般的に吾々の社会的に営む経済生活に対して一定の方向を与え、これによって特定の効果を齎たらすことを目的とするものである（左右田喜一郎『経済哲学の諸問題』125ページ。）と規定したとしても、それでは、現在吾々の生活している資本主義経済社会における経済政策について何等解説することにはならない。」¹³⁾と、経済政策についての一般的規定に「段階論」的な批判を加えている。

以上、経済政策の定義について、これまでの代表的と思われるものについて挙げてみた。このように複数の学者の各自な定義を並べ挙げると、表現のそれぞれな違いに眩惑されて経済政策についての概念規定をかえって捉え難くするかも知れない。しかしいずれも、それぞれの「方法論」に基づいた研究の成果として規定されたものであり、経済政策諸現象が持つ多面的な諸事実の中から、それらの諸現象を通じて不可欠かつ充分な特徴を引き出して、それを客観的な、すなわち主観的価値判断を排した定義として構成されたものである。その限りではいざれも正しいとしてよからう。

それぞれに表現が違うのは、捉え方の角度の違い、あるいは特徴の引き出し方の違いによるものであろう。したがって、それぞれの定義を適当な接続詞でつなぎ合わせて一つのまとまった表現にすれば、経済政策についての多面的な定義が出来上がると思われる。しかし、それは

例えば、ある物体に四方、八方から光を当てて絵を描くか撮影するに類して、そこに浮かび上がる像は、恐らく、光も影もない「のっぺらぼう」なものになる筈である。それでは、それぞれの方法論によって投影されたものが消去されてしまい、もはや社会科学の定義ではなくなる。したがって、意味を持つのは飽くまでそれぞれの定義である。

それらの、概念的で、それ故に直截な表現を取る諸定義に対し、異色なものとしてアメリカの著名な経済政策学者 K.E. Boulding の定義が引用される。すなわち、ポールディングは「最近における経済政策論の体系化のユニークな試み」¹⁴⁾として注目されている『経済政策の理論』（“Principles of Economic Policy”）の中で「経済政策は、より広い規模で行なう一種の〈社会的農業〉（“social - agriculture”）とみることが出来る」¹⁵⁾としている。

そして、それに続けて、「つまり、それは社会の〈自然〉機構（“natural” organization）を政策立案者の目標にとって有利なように意識的に変形させることである。」¹⁶⁾、さらに続けて、経済政策とは「盗人のかわりに実直な職人を、でたらめな家庭のかわりに幸福な家庭を、搾取的な独占のかわりに生産的かつ進歩的な企業を、地方人のかわりに都会人を（あるいはその逆を）、農民による土地所有のかわりに集団農場を（あるいはその逆を）、ウイスキーのかわりにミルクを、それぞれおきかえるというようなことを、社会機構、観念、理想、性格、商品の全範囲を通じて行うことなのである」¹⁷⁾といっている。ポウルディングの経済政策についての、このような表現は、先に引用した内外の学者たちの定説的な諸定義に比べ、確かにユニークで紋きり型でない面白さはある。しかしこれだけでは、比喩によるイマジネーションの自由さの反面で、概念把握の上で今ひとつ締まりを欠く嫌いもあり得る。もちろんポウルディングも、同じ著書の冒頭で「政策」すなわち“policy”そのものについての定義はきちんと行っている。

すなわち「一般的にいって〈政策〉とは、特定の目的を持った行動を支配する諸原理をいう。したがって、政策の研究は、次の三つの事項を取り上げねばならない。すなわち、われわれの欲するものは何か（目的）、われわれはいかにしてそれを達成するか（手段）、そして、〈われわれ〉とは、そもそも誰か、つまり政策にかかわりをもつ人々の組織あるいは集団は、いかなる性格のものか（主体）——といったことである。」¹⁸⁾といふ。

このポウルディングの政策そのものについての定義を、すでに引用した内外の学者達の経済政策についての、それぞれの定義とつき合わせて整理すると次のような認識が得られる。すなわち、経済政策の形成には、「誰が、何のために、何を、如何にして達成するか」という、つまり、誰がという「政策主体」と、何のためにという「政策目的」と、何をという「政策対象」と、如何にしてという「政策手段」の最低4つの要件を必要とすることになる。特に目的や対象や手段に関連して主体の性格をどのように捉えるか、ということは「経済政策」について論じる上で極めて重要な問題を提起する筈である。

そこで、そのような経済政策の基本的な4つの要件を踏まえた上で、経済政策についてひとつの辞書的な、したがって定説的な定義を仮に、「経済政策は国民経済の主体が、その経済社会に起こったなんらかの経済的矛盾を契機として一定の目標を定め、国民経済をその方向に押し

進める政策的実践である。」¹⁹⁾という表現に借りてみることにする。

もっとも、この表現では、主体、目的、手段という3つの要件は認められても、もうひとつの要件である対象が言葉として抜けているという欠点が指摘され得る。その代わりに「契機」という言葉を使っている。実は、その前の「その経済社会に起こった何らかの矛盾」というのが対象に当たる。何故ならば、経済政策の主体が、一定の経済社会における個別経済や、その集団の経済活動に一定の方向を与えようとする場合、それらの経済活動によって生ずる経済的矛盾が国民経済の向上発展を阻止する経済問題として意識される時に、はじめて経済政策の対象となると考えられるからである。したがって、政策実践の契機となる経済的矛盾は、また政策の対象でもあるといい得る。

なお、政策主体については、それを単に国家だけに限らず、他の公共団体や、その他の私的団体までを含ませる規定もあり得るが、筆者の場合、前稿²⁰⁾における経済生活と経済政策との関連についての認識を踏まえて、それを国民経済運営の主体、つまり国家に限定したい。その他の公的、私的団体によって策定される政策は、国家的政策に対する提言か批判的対案、あるいは、従属性的なものと考えられるからである。²¹⁾

さらに、先に引用した諸定義と同様に、この辞書的定義においても、「経済政策」というものを一般的な経済社会における抽象的な経済政策として規定しているといえる。そのような一般的な規定では、あらゆる経済社会、つまり資本主義社会の経済社会だけでなく社会主義社会のそれや、近代以前、つまり資本主義以前の社会における経済社会にも見られた経済政策的現象についてまで、それらのすべてを共通に定義してしまうことになる。実際に、そのような一般的で抽象的な規定を基礎にして経済政策の原理や理論を展開した「経済政策論」も少なくない。²²⁾

しかし筆者の場合、これも、すでに前稿²³⁾において、経済政策がそれに関連して成立する経済生活を「資本主義的秩序を主流とする国民経済生活」と限定している。したがって論理の筋を通すには、この定義の中の「その経済社会」というのは「資本主義を主流とする経済社会」、もっと正確には「資本主義的経済法則に支配される経済社会」と限定しなければならない。とすれば、「国民経済の主体」というのは、いうまでもなく主として「資本主義国家」ということになり、一定の目的も実践的な手段の内容も、自らそのことによって規定されることになる。²⁴⁾

また、そのように資本主義社会における経済政策の経済的本質を特徴づけて、それを批判的に分析する方法は、前稿において筆者なりの規定を与えた「社会科学としての経済政策論」²⁵⁾の目的あるいは方法に照らしても正しいといえよう。

これに関連していえば、「ポリチカル・エコノミー」というものが最初に体系づけられた A. Smith の『国富論』は、もともと当時の「重商主義」といわれた前期的経済政策に対する「批判の書」として書かれたものであったとするのは歴史的な定説である。K. Marx の『資本論』の場合は、資本主義そのものに対する批判の書であったことはいうまでもない。「ケインズ革命」といわれた J.M. Keynes の『雇用、利子及び貨幣の一般理論』における「有効需要の理論」は、新古典派の理論に対してと同時に、それまでの「自由主義的な経済政策」に対する批判であつ

たといえる。

2 経済政策論の課題

実践としての経済政策の定義をひとまず終えたところで、そのような経済政策諸現象を対象とする学問としての経済政策論の課題は一体何か？ということに考察を進めねばならない。実をいえば、これは、これまでの叙述の内容と重複することになる。すなわち、経済政策というものが成立する、その土台にある経済生活あるいは経済社会というものが、少なくとも当面、資本主義を主流とするものであるということからすれば、やはります、そのような資本主義の経済機構の本質と歴史的発展の諸段階、及びそのような資本主義の経済機構が本質的に、あるいは歴史的発展の過程で産み出すさまざまな矛盾と、そのような諸矛盾を契機として成立する経済政策との関連が、歴史的、理論的に明確にされねばならない。

そのことが、経済政策の第1の、というよりむしろ前提的な課題になるといえよう。先に借りた、経済政策についての辞書的・定説的な定義でいえば、「その経済社会に起った何らかの経済的矛盾を契機として」という部分に該当するテーマを明らかにすることである。経済政策の4つの要件の中では「対象」にあたるわけだが、論理的順序としてはこちらが先になると思われる。

第2の課題は、そのようにして成立する経済政策の主体としての国家の本質、殊に当面した「資本主義国家」の性格を究明することにある。このためには、経済学における国家の理論的な位置づけが明らかにされなければならない。ところが、資本主義の政治機構としての国家が、経済の発展の上でどのような役割を持ったかということは、資本主義そのものの発展段階に対応して一様ではない。したがって、これも歴史的に究明されなければならない。

その上で資本主義国家の本質を把握することは、そのような政策主体によって策定され設定される政策目的というものが、国民の経済生活にとって、一体何を意味するかということに重要な関わりを持ってくる筈である。また政策実践の内容、つまり手段の体系もそれによって規定されてくる。このことは、資本主義を主流とする経済社会の矛盾が、どのような形、あるいは方向性をもって経済政策を成立させる契機となるかということにも関連してこざるを得ない。

第3の課題は、第1及び第2の課題において、資本主義の経済機構および政治機構との関連で捉えた多分に歴史的な認識を踏まえた上で、資本主義の現段階に即して捉え直し、「現代資本主義」(contemporary capitalism)の政治的、経済的機構の特質と矛盾が、現実・具体的にどのような経済政策を成立させているか？それらはどのような理論にもとづき、そしてまた、どのような効果を持っているか？ということの考察であるといえる。このことは経済政策の実践を通じて、われわれが現に経済生活を営んでいる「現代資本主義」というものが一体、何処へ行こうとしているか？ということにも関連していく。

最後に第4の課題は、経済政策のありうべき転換ということである。ここで「ありうべき」とは、経済政策の真の目的が、何よりも国民生活の安定と向上にあるとする場合、現実の政策

実践がそのような目的に沿っているか否かを批判的に検討し、その上でそのような方向への転換が資本主義的な秩序あるいは体制とどのような関わりを持つか？ということの考察である。経済政策論の課題としては、筆者なりに以上の4つを挙げることが出来る。4つの課題はまた、経済政策論展開の章別編成と重ねることも可能である。

なお、第4の課題とも部分的には関連するが、大きくは異なる次元で、経済政策論には歴史的な「方法論的課題」といわれてきたものがある。すなわち、経済政策、社会政策など「政策論」の研究方法については、従来、政策の目的あるいは目標をめぐって価値判断の違いや対立が存在することから、客観的な科学としての政策論は主観的な価値判断や、その根拠となっている「世界観」あるいはイデオロギーから解放されなければならないとする主張がなされてきている。

これはもともと、ドイツの社会学者・M. Weber が1904年に公刊した『社会科学および社会政策の認識の〈客觀性〉』(“Die ‘Objektivität’ sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis”)において「社会科学方法論の基礎づけ」として「価値自由性」(Wertfreiheit)という表現で問題を提起したものである。その是非をめぐって、「価値判断論争」(Werturteilsstreit)が激しく燃え上がり、それから90年近くを過ぎた今日でも、まだはっきり決着がつかないまま、依然として宿命的な課題となっている。因みに、Weber の主張は「経験科学は、何人にも彼が何をなすべきかはこれを教えない。それはただ、彼がなしうること、および、事情によって彼が意志しているところのものを教えることができるだけである。」²⁶⁾という有名なテーゼに集約され得る。もちろん、政策目的の認識は徒に主観的なものであってはならず、理論的、したがって一定の客觀性を備えなければ科学の領域を逸脱することになろう。しかし、目的設定に際しての価値判断は、果たして「神々の永遠の争い」²⁷⁾というようなものであって、科学的に究明し得ないものであろうか？という疑問、さらには、価値判断の基礎をなす社会的観念の体系としてのイデオロギーも科学の対象になり得ないのであろうか？という疑問は残る。

これに関連していえば、例えば『資本論』における Marx の経済学は、「資本家的搾取」の実態を暴露して、それを隠蔽してしまう「ブルジョア経済理論」を批判した、労働者階級の立場に立ったイデオロギーであったことはいうまでもないとしても、経済学の初めである『国富論』における Smith の経済理論も、当時の「前資本主義的イデオロギー」を批判する、當時としては斬新なブルジョア・イデオロギーの構成部分でもあったといえる。

そのような端的な解釈からしても、およそ科学的、この場合、特に社会科学的理論というものは、それが直接または間接に社会的諸関係に関わり合う程度に応じて、一定の社会に存在するイデオロギー、つまり社会的観念の体系の一部を構成すると考察することが可能であろう。それ故に、J. Robinson の言葉を借りれば、社会科学の中心に位置を占める「経済学説」というものは、常にプロパガンダとして提示される²⁸⁾し、また「プロパガンダの要素は、われわれの主題が政策に関連をもつかざり経済学にはつきもの」²⁹⁾なのである。そして、もともと「経済政策は、国民の行動に関する特殊な選択の結果である。選択は価値判断であり、こうして経済政策

は、それぞれ国民生活に関する一つの特殊価値の表現である。」³⁰⁾という西山氏の指摘にも一面の同意が可能である。

そのような認識に立って、この試論では、経済政策の目的設定をめぐる歴史的大論争に深く関わることによって生じ得る混乱は敢えて回避したい。そして、例えば、A.C.Pigouの『厚生経済学』が、経済科学の目的を経済的福祉の増大に求め、またKeynesの『一般理論』が、働く意思と能力を有する者は全て就業し得る状態、つまり「完全雇用」を政策の目的としていることなどを勘案して、もっと包括的に「国民生活の安定と向上」³¹⁾を経済政策論の目的設定に関わる価値判断の視角に置くことで課題についての考察を括ることにする。雇用、所得、物価などの安定化をともなった適性な成長³²⁾こそが、現在及び将来の国民経済的、さらには社会的、政治的諸矛盾止揚の物質的基礎であることは、今日では何人も否定し得ないと思われるし、そのような目的設定は、その普遍性の延長線上で客觀性を濃く帯び、もはや価値判断を超越した「価値関係」(Wertbeziehung)的なものに転化すると考えられるからである。

おわりに

「実践としての経済政策」についての一定の概念規定と、それを科学的研究の対象とする「経済政策論」の課題についての考察を終わった。ここで換言して要約しておきたい。およそ経済主体が、「特定の目標をもつ行動」を起こすモチベーションとなるのは、何らかの「経済的矛盾=経済問題」である。経済主体が、したがって行動主体が国家の場合も、その政策実践が経済的矛盾によって始動されることに変わりはない。国家が、「国民経済的問題=矛盾」を意識的に解決しようとする実践が「経済政策」である。

とすると、経済政策の概念と形成の契機あるいは動因に関連して「国民経済的矛盾」をどのように把握するかが経済政策論に提起される原初的でかつ包括的な課題となる。その場合、総体経済としての国民経済を、資本主義を主流とし、したがって「資本主義的経済法則に支配される経済社会」と限定した前提的認識のもとでは、社会的に自覚される諸矛盾は、資本主義の経済機構が、本質的に、発展的に、そして現代的(contemporary)に産み出すものにほかならない。その究明がまず要求されつづける。

そして、そのような矛盾=国民経済的諸問題の止揚・解決に当たる主体が、通常、資本主義政党に主導される「資本主義国家」であることから、資本主義の政治機構についてもまた、歴史的、現代的な分析・解明が必要となる。結論的には、資本主義の政治的・経済的諸機構が、「国民生活の安定と向上」という価値関係的目標と達成にどのように有効に関わり得るか？ということの点検であるといえよう。〔完〕

〔注記〕

1) 拙稿、「試論：経済政策論の前提的認識について」、鹿児島県立短期大学『紀要』人文・社会科学篇 第41

- 号 (1990)
- 2)・3) 同上, 22ページ。
- 4) 同上, 21ページ。
- 5) 例えば, 高木友三郎, 「科学と真理」(『経済セミナー』, 1966/ No. 119, 4月号, 35ページ。)にもこれに類した説明がなされている。
- 6) これについては, 高島善哉, 『社会科学入門』(岩波新書, 1971, 7~14ページ)で懇切な啓示がなされている。
- 7) E.S. カーシェン他著・渡部経彦監訳, 『現代の経済政策上』, 東洋経済新報社, 1965, 3ページ。
- 8) W.オイケン著・大野忠男訳, 『経済政策原理』, 頸草書房, 1979, 14ページ。(括弧内はオイケンの前提的な記述から筆者が挿入した)。
- 9) 今井則義・長洲一二・清水嘉治編, 『日本経済政策の展開』, 中央経済社, 1965, 3ページ。
- 10) 館 龍一郎・小宮隆太郎, 『経済政策の理論』, 頸草書房, 1965, 2ページ。(括弧内は, 館氏が本文の冒頭で引用した「ケネス・ポウルディングの経済政策の目的ないし課題」にしたがんて筆者が挿入した)。
- 11) 野田 稔・加藤 寛編, 『経済政策の型と解明』, 中央経済社, 1965, 32ページ。
- 12) 赤松 要, 『新訂 経済政策論』, 青林書院新社, 1968, 3ページ。
- 13) 宇野弘藏, 『経済政策論』, 弘文堂新社, 1967, 1ページ。(括弧内は本文中の注により筆者が挿入した)。
- 14) 熊谷尚夫, 『経済政策原理』, 岩波書店, 1965, 28ページ。
- 15), 16), 17) K.E. ポウルディング著・内田忠夫監修, 『経済政策の原理』, 東洋経済新報社, 1970, 19ページ。
- 18) 同上, 3ページ。
- 19) 『経済学大辞典 I・IX 政策・1 経済政策』(編集委員代表・中山伊知郎), 東洋経済新報社, 1955, 260ページ, (赤松 要)。
- 20) 「試論: 経済政策論の前提的認識について」(前出)。
- 21) このことに関連して松原 昭氏は『経済政策論の課題』(成文堂, 1968, 6ページ)において, 経済政策についての一般的な規定を「現実の経済を一定の方向にみちびくことを目的として政府または政党が現実の経済に働きかける一連の行動である」という表現で与えたあと, 「資本主義社会についていえば, その政策主体である政府と政党とのあいだでは, 少なくとも政府やその与党と反対党とでは, 現実の経済を一定の方向にみちびく経済政策の目的ないし目標に相違や対立が存在する。」としている
- 22) 先に注13)で引用した宇野氏の指摘は, その点で, 「段階論」とは別な次元で充分に同意し得る。
- 23) 注1)と同じ。
- 24) 固みに松原氏も, 注21)で引用した指摘を受けて, 「資本主義社会における政府の経済政策については, 資本主義的国家の経済政策として, 歴史的, 社会的に, したがって特殊的な規定がなされねばならないはずである。」といっている。
- 25) このテーマについては注1)で揚げた前稿の19~21ページにおいて筆者なりの考察を試みている。
- 26) M. ウエバー著・戸田武雄訳, 『社会と価値判断の諸問題』, 有斐閣, 1932, 8ページ
- 27) ウエバーは G.Schmoller の倫理的経済学を批判の対象とする一方でマルクス経済学派の党派性を念頭においているのであるが, 現実世界における党派的な観念闘争は神々の戦いであり, 科学の立場から判定されうるものでないとし, 「われわれを最も強力に動かすところの最高の理想はあらゆる時代において, ただ他の理想と戦いつつ自己を形成するものであり, われわれの理想がわれわれに神聖なように, 他の理想も他の人々

橋口：経済政策論の基本的認識について

- にとって神聖なのである」とする。(富永祐治・立野保男共訳,『社会科学方法論』,岩波文庫,1952,45,55ページ。
- 28). 29) J.ロビンソン著・都留重人・伊東光晴訳,『マルクス経済学の検討』,紀伊国屋書店,1967,6~7ページ。
- 30)『経済政策の型と解明』(前出)27ページ。
- 31) 第2次世界大戦後の資本主義諸国で、特に重要視されて来た経済政策の目標には、(1)完全雇用、(2)物価安定、(3)国際収支の改善、(4)経済成長、(5)資源の効率的配分(6)社会的必要の充足、(7)所得と富の分配と改善、などが挙げられるが、それらは、一般的には「国民的福祉の向上」、「国民の実質的生活水準の向上」、「社会的厚生の最大化」と表現し換えることが可能である(例えば、西野萬里・福宮賢一・野田 稔著『現代経済政策論』,日本評論社,1982,19~20ページ。)がその3つの内容は「国民生活の安定と向上」という文言で包括出来よう。
- 32) 一般物価水準が一定水準に維持されながら、産出量及び雇用水準が安定的に成長する状態としての「安定成長」と同義としてよいが、適正な率は国民経済の態様によって異なるものの、一般的には4~6%の間とされている。

(平成3年9月10日受理)